

商品概要説明書
金利上乘相続定期貯金「バトンタッチ」

(2023年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金 (金利上乘相続定期貯金「バトンタッチ」)
2. 販売対象・受入条件	・金融機関(当JA以外の金融機関含む)での相続手続完了後1年以内に相続により取得した金額を原資としてお預入れいただける個人の方。 ・相続人の方が新規にお預入いただく場合に限りです。 (注) お一人さま、一回限りのお預入となります。
3. 預入期間	・定型方式 … 1年
4. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・100万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 ①適用金利 ②計算方法 ③税金 ④中途解約の適用金利	・当初契約時のスーパー定期貯金、または大口定期貯金の店頭表示利率に次の条件により、「年0.2%」を上乗せた利率を初回満期日まで適用します。 <金利上乘せ条件> ・自動継続後の適用金利は、継続日のスーパー定期貯金、または大口定期貯金の店頭表示利率を適用します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算。 ・復興特別所得税を含み20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・中途解約される場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
7. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は、担保定期貯金の適用利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。

<p>8. 貯金（預金）保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>9. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済事業部（電話：0263-72-2936）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済事業部または長野県JAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記長野県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
<p>10. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期＜単利型＞・大口定期貯金」と同様の取扱いとなります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。